

する場合において、会議の目的たる事項が次条第一項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

第一百八条 第百二条第一項の認定を受けた場合において、要除却認定マンションに係る敷地利用権が数人で有する所有権又は借地権であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該要除却認定マンション及びその敷地（当該敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）を売却する旨の決議（以下「マンション敷地売却決議」という）をすることができる。

2 マンション敷地売却決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買受人（第一百二十一条第一項の規定により組合（第一百十六条に規定する組合をいう。以下この号において同じ。）が設立された場合にあつては、組合から要除却認定マンションを買い受ける者）となるべき者の氏名又は名称

三 売却によって各区分所有者が取得することができる金額（以下「分配金」という。）の額
二 売却による代金の見込額
3 前項第一号に掲げる者は、次条第一項の認定を受けた者でなければならない。

4 第二項第三号に掲げる事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

5 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする区分所有者集会を招集するときは、区分所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規定にいかわらず、当該区分所有者集会の会日より少なくとも一月前に発しなければならない。

6 前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項の通知をするときは、前条に規定する議案の要領のほか、次に掲げる事項をも通知しなければならない。

一 売却を必要とする理由

二 建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修（次号において単に「耐震改修」という。）又はマンションの建替えをしない理由

三 耐震改修に要する費用の概算額

四 代替建築物の提供等に関する計画（次条第三号において「代替建築物提供等計画」とい

7 第五項の区分所有者集会を招集した者は、当該区分所有者集会の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

8 区分所有法第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。この場合において、区分所有法第三十五条第一項ただし書中「伸縮する」とあるのは、「伸長する」と読み替えるものとする。

9 マンション敷地売却決議をした区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

10 区分所有法第六十三条及び第六十四条の規定は、マンション敷地売却決議があつた場合については、マンション敷地売却決議がされた場合にこれを買ひ受け買ひ受ける者）となるべき者の氏名又は名称

ができる金額（以下「分配金」という。）の額の算定方法に関する事項

3 前項第一号に掲げる者は、次条第一項の認定を受けた者でなければならない。

4 第二項第三号に掲げる事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

5 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする区分所有者集会を招集するときは、区分所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規定にいかわらず、当該区分所有者集会の会日より少なくとも一月前に発しなければならない。

6 前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項の通知をするときは、前条に規定する議案の要領のほか、次に掲げる事項をも通知しなければならない。

三 決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画

四 代替建築物の提供等に関する計画（次条第三号において「代替建築物提供等計画」とい

五 決議要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項

六 その他国土交通省令で定める事項

七 第百十条都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 決議要除却認定マンションを買ひ受けた日から決議要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。

二 決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議要除却認定マンションが買ひ受けられ、かつ、買ひ受け及び除却並びに代替建築物の提供等（決議要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあつせんをいいう。以下同じ。）に関する計画（以下「買受計画」という。）を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。

三 代替建築物提供等計画が当該決議要除却認定マンションの区分所有者又は借家人の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。

（買受計画の変更）

第百十一条 第百九条第一項の認定を受けた者（以下「認定買受人」という。）は、買受計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（円滑化法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下同じ。）及びその敷地（マンションをいう。以下同じ。）の取壊しの工事に着手しない」とあるのは、「円滑化法第八条第一項に規定するマンション敷地売却決議に基づく売買契約によるマンション（円滑化法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下同じ。）及びその敷地（マンションをいう。以下同じ。）の取壊しの工事に着手しない」とあるのは、「円

滑化法第八条第一項に規定するマンション敷地売却決議をした区分所有者集会の会日より少なくとも一月前に発しなければならない。

6 前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項の通知をするときは、前条に規定する議案の要領のほか、次に掲げる事項をも通知しなければならない。

7 第百十二条 認定買受人は、マンション敷地売却決議があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

第一百四十七条 組合は、分配金取得計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は分配金取得計画について第一百四十五条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に關係事項を書面で通知しなければならない。

- 2 分配金取得計画に基づく組合の処分は、前項の通知をすることによって行う。
3 分配金取得計画に基づく組合の処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。
(権利消滅期日等の通知)

第一百四十八条 組合は、分配金取得計画若しくはその変更(権利消滅期日によるものに限る。以下この条において同じ。)の認可を受けたとき、又は第一百四十五条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、売却マンションの所在地の登記所に、権利消滅期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
(権利消滅期日における権利の帰属等)

第一百四十九条 権利消滅期日において、売却マンションは、組合に帰属し、区分所有法第一条に規定する建物の各部分を所有権の目的としない建物となり、売却マンションを目的とする所有権以外の権利は、消滅する。
2 権利消滅期日において、売却マンションの敷地利用権は、組合に帰属し、売却マンションの敷地利用権が所有権であるときは当該所有権に係る敷地を目的とする所有権、地役権及び地上権以外の権利、売却マンションの敷地利用権が借地権であるときは当該借地権を目的とする権利は、消滅する。
(権利売却の登記)

第一百五十条 組合は、権利消滅期日後遅滞なく、売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記を申請しなければならない。
2 権利消滅期日以後においては、売却マンション及びその敷地に関しては、前項の登記がされ

るまでの間は、他の登記をすることができない。

(分配金)

第一百五十二条 組合は、組合員に対し、権利消滅期日までに、第百四十二条第一項第四号の価額(売却マンション又はその敷地を占有している者にあっては、当該価額と同項第五号の額の合計額)に第百二十三条第一項の公告の日から第百四十七条第一項の規定による分配金取得計画又はその変更による公告(以下「分配金取得計画」)と、分配金の供託等についての規定の準用)

第一百五十三条 第七十六条第一項及び第三項から第五項までの規定は前条に規定する分配金の支払に代えて行う供託について、第七十七条の規定は供託された分配金について、第七十八条の規定は供託された分配金について、第七十九条の規定は組合員の有する区分所有権又は敷地利用権について差押え又は仮差押えがある場合における分配金について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第一項中「施行者は」であるのは、「第百六条に規定する組合(以下単に「組合」という。)は」と、同項第一号及び第三号、同条第三項及び第五項並びに第七十八条第一項及び第五項中「施行者」とあるのは、「組合」と、第七十六条第三項中「先取特権等を有する者」の「組合員の有する区分所有権又は敷地利用権が、先取特権」と、「目的物について」とあるのは、「目的となつている場合において、」と、「権利者」とあるのは、「先取特権等を有する者」と、同条第四項中「前二項」とあり、及び同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第一項及び第三項」と、同条第四項中「施行」と、同条第四項中「前二項」とあり、及び同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第一項及び第三項」と、同条第四項中「施行」と、同条第四項中「前二項」とあり、及び同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第一項及び第三項」とあるのは、「第一項及び第三項」とあるのは、「第一項及び第三項」と、同条第四項中「施行」とあるのは、「組合」という。は」と、同項第一号及び第三号、同条第二項、第三項及び第五項並びに第七十八条第一項及び第五項中「施行者」とあるのは、「組合」と、第七十六条第二項中「第五十八条第二項」と、第七十六条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは、「第百四十二条第二項」と、「権利交換計画」とあるのは、「分配金取得計画」と、同条第四項中「施行マンション」とあるのは、「売却マンション」と、第七十八条第一項中「第七十五条」とあるのは、「第百五十二条」と、「権利交換期日」とあるのは、「第百五十三条」と、「権利交換期日」とあるのは、「権利消滅期日」と読み替えるものとする。

(補償金)

第一百五十三条 組合は、売却マンション又はその敷地に関する権利(組合員の有する区分所有権及び敷地利用権を除く。)を有する者で、この法律の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、その補償として、権利消

滅期日までに、第百四十二条第一項第四号の価額(売却マンション又はその敷地を占有している者にあっては、当該価額と同項第五号の額の合計額)に第百二十三条第一項の公告の日から第百四十七条第一項の規定による分配金取得計画又はその変更による公告(以下「分配金取得計画」)と、分配金の供託等についての規定の準用)

第一百五十四条 第七十六条の規定は前条に規定する補償金(利息を含む。以下この款において同じ。)の支払に代えて行う供託について、第七十七条の規定は供託された補償金について、第七十八条の規定は補償金の支払の対象となる権利について差押え又は仮差押えがある場合についての支払に代えて行う供託について、第七十七条の規定は供託された補償金について、第七十八条の規定は補償金の支払を受けるべき者について同条の規定に基づき、第百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは前条において準用する第七十六条の規定による供託がないときは又は第百八十三条第十項において準用する区分所有法第六十三条第四項若しくは第百二十四条第一項の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第百五十五条 売却マンション又はその敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者がしたものとみなしうる請求を受けた者に對してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対するものとみなす。

(不動産登記法の特例)

第百五十六条 売却マンション及びその敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(関係簿書の備付け)

第百五十七条 売却マンション及びその敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(不動産登記法の特例)

第百五十八条 組合は、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却事業に関する簿書(組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならぬ。あつたときは、組合は、正当な理由がない限り、

これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第一百五十九条 組合は、マンション敷地売却事業の実施に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができぬときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があったときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第三節 マンション敷地売却事業の監督等

(組合に対する報告、勧告等)
都道府県知事等は、組合に対し、その百六十条の実施するマンション敷地売却事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施するマンション敷地売却事業の円滑な実施を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都道府県知事等は、組合に対し、マンション敷地売却事業の促進を図るために必要な措置を命ずることができる。
(組合に対する監督)
第百六十二条 都道府県知事等は、組合の実施するマンション敷地売却事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手続又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反すると認めたときは、その他の監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手続又は定款、資金計画若しくは分配金取

得計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したと

きは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政手続又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反していると認めたときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事等は、第百二十九条において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第百三十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から

7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法

が、この法律又は定款に違反することを理由とし、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めたときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(資金の融通等)
第一百六十二条 国及び地方公共団体は、組合に対し、マンション敷地売却事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(技術的援助の請求)
第一百六十三条 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、マンション敷地売却事業の実施の準備又は実施のために、マンション敷地売却事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にその名称中にマンションの建替え等の円滑化に關する法律(以下「新法」という)。第百十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二「マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)」の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」

を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

平成二十六年六月二十五日印刷

平成二十六年六月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

P